

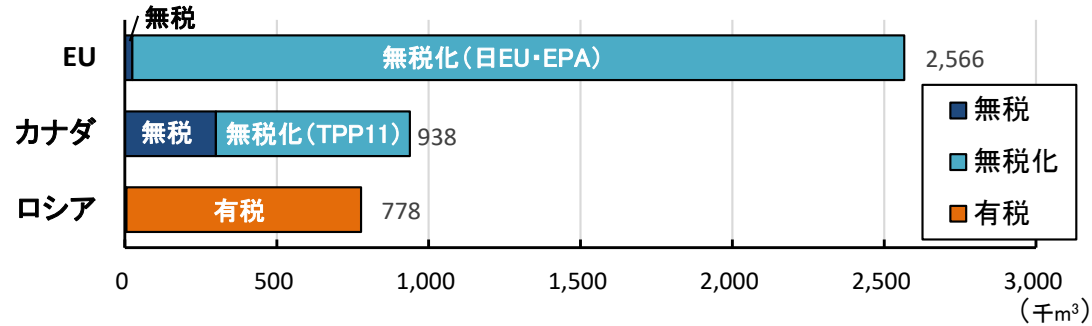
3. EPA/FTAと木材輸入－①林産物の関税率

- 林産物の関税は、これまでの貿易交渉により、丸太が無税、製材が無税～6.0%、合板が6.0～10.0%、集成材が3.9～6.0%。
- 我が国の木材輸入の大部分は、EPA/FTA締結済みの国(米国除く)が占めており、既決EPA/FTAにより、ほとんどの品目が無税又は無税化済み。主要な輸入国のうち、関税が残っている国は、中国、ロシア、インドネシア(合板)等。

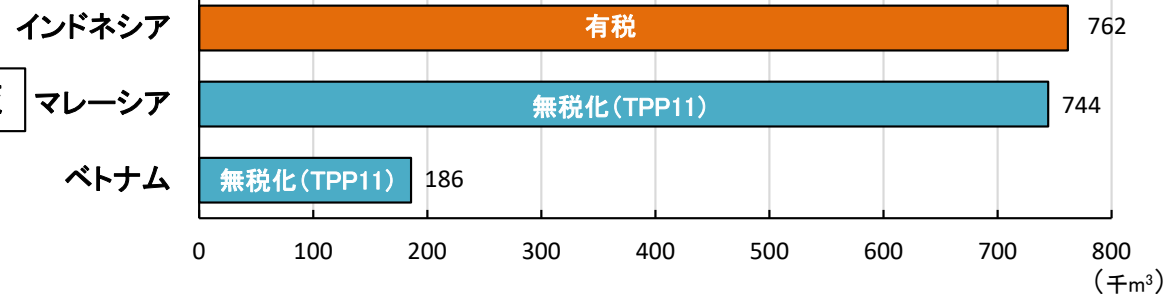
主な品目	関税率 (%)
丸太(桐を除く)	無税
チップ	無税
製材(SPF※)	4.8
製材(ベイマツ、ベイツガ)	無税
製材(カラマツ等)	6.0
パーティクルボード・OSB	5.0～6.0
合板(熱帯木材)	6.0～10.0
合板(広葉樹、針葉樹)	6.0
集成材	6.0
構造用集成材	3.9
直交集成板(CLT)	3.9
木製家具	無税
紙	無税

※トウヒ(Spruce)、マツ(Pine)、モミ(Fir)類。主なものは欧州及び北米のパイン・スプルース、NZ・チリのラジアータパイン、北洋のエゾマツ・アカマツ等。なお、ベイマツは含まれない。

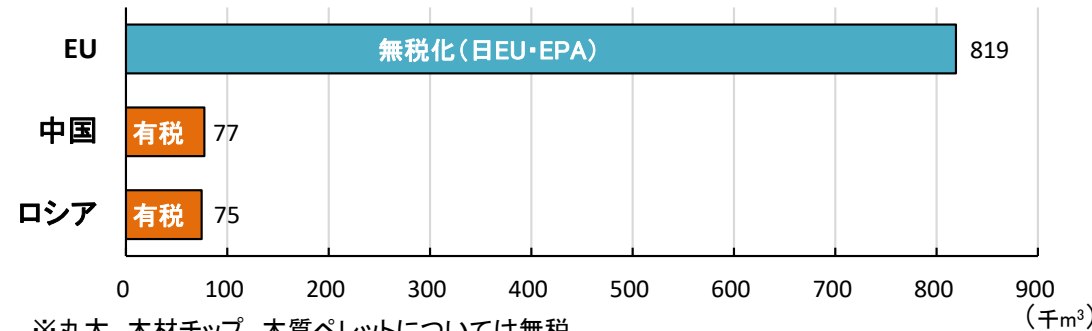
製材



合板



集成材



※丸太、木材チップ、木質ペレットについては無税

資料:「貿易統計」

3. EPA/FTAと木材輸入－②既決EPA/FTAにおける木材の取り扱い

- 我が国は、これまで、19の国・地域とEPA/FTAを締結済み。
- 林産物の市場アクセス交渉に当たっては、各国の森林の有する多面的機能の発揮と国内の林業・木材産業への影響に配慮して、合板・集成材を中心に、極力、関税撤廃を回避(ただし、TPP、日EUでは、全ての品目で即時又は段階撤廃)。
- 日マレーシア、TPP11、日EUでは、違法伐採問題への取組も規定。

国名	発効	木材(44類)の関税譲許				その他	
		即時撤廃 (現行無税 87Lを含む)	段階撤廃	再協議	除外		
シンガポール	2002年11月		—	—	45L(合板、集成材)	—	
メキシコ	2005年4月	148L	39L(B3:26L、B5:4L、B9:9L)	—	47L(製材、合板、集成材)	—	
マレーシア	2006年7月	200L	—	34L(合板)	—	共同声明に違法伐採対策	
チリ	2007年9月	142L	38L(B10:34L、B15:4L)	3L(合板の一部)	51L(合板、集成材、積層木材、繊維板、PB)		—
タイ	2007年11月	154L	35L(全てB10)	45L(合板、集成材)	—	—	
インドネシア	2008年7月	200L	—	34L(合板)	—	—	
ブルネイ	2008年7月	154L	35L(B7:32L、B10:3L)	45L(合板、集成材)	—	—	
ASEAN	2008年12月	154L	35L(全てB10)	22L(合板(熱帯木材(6.5%、8%)、集成材) (※10年間で5%まで段階削減)	23L(合板(その他)) (※現行税率維持)	—	
フィリピン	2008年12月	154L	35L(全てB10)	45L(合板、集成材)	—	—	
スイス	2009年9月	160L	34L(B5:31L、B15:3L)	—	40L(合板、構造用集成材、SPF製材)	—	
ベトナム	2009年10月	154L	35L(B7:20L、B10:15L)	—	45L(合板、集成材)	—	
インド	2011年8月	153L	41L(全てB10)	—	40L(合板、構造用集成材、SPF製材)	—	
ペルー	2012年3月	146L	46L(B5:3L、B7:4L、B10:37L、B15:2L)	3L(合板の一部)	39L(合板、集成材、積層木材の一部)	—	
豪州	2015年1月	200L	—	34L(合板)	—	—	
モンゴル	2016年6月	166L	33L(B3:3L、B5:20L、B10:7L、B15:3L)	—	35L(合板等)	—	
TPP11	2018年12月	191L	43L(B10(カナダのSPF製材等、マレーシア、NZ、チリ、ベトナムの一部の合板はB15、CLTはB8)	—	—	環境章に違法伐採対策を規定。	
EU	2019年2月	180L	54L(B7:28L(SPF製材、構造用集成材等)、B10:26L)	—	—	貿易と持続可能な開発章に違法伐採対策を規定。	
米国	2020年1月	—	—	—	234L	—	
英国	2021年1月	180L	54L(B7:28L(SPF製材、構造用集成材等)、B10:26L)	—	—	貿易と持続可能な開発章に違法伐採対策を規定。	
RCEP	ASEAN、豪州、NZ	2022年1月	127L	62L(B10:21L、B15:41L(SPF製材、構造用集成材))	—	税率維持:34L(合板) 5%までの関税削減:11L(積層木材)	—
	中国						117L
	韓国	2022年2月	127L	23L(B10:21L、B15:2L)	—	84L(合板、集成材、SPF製材、繊維版の一部、PB)	—

注1:「L」は、HS2012ベースのライン数(44類は合計234L)。
注2:「B●」は、●年間の段階引き下げによる関税撤廃を意味する。

3. EPA/FTAと木材輸入-③TPP11

平成30年12月30日発効(メキシコ、日本、シンガポール、NZ、カナダ、豪州)、平成31年1月14日発効(ベトナム)、令和3年9月19日発効(ペルー)、令和4年11月29日発効(マレーシア)、令和5年2月21日発効(チリ)、令和5年7月21日発効予定(ブルネイ)

- TPP11では、**全ての林産物**について、**関税撤廃又は段階撤廃を約束**。
- **合板及び製材**は、**輸入額の多い国又は輸入額の伸びが著しい国(マレーシア、カナダ等)**に対し、**16年目までの長期の関税撤廃期間とセーフガード**を国別に設定。
- **違法伐採木材**に関し、**各国における行政措置の強化や各国間の協力**に関する規律を規定。

品目概要	単位	関税率	2011年～2013年の品目毎の3カ年平均輸入量									
			マレーシア	カナダ	NZ	チリ	ベトナム	米国	豪州	その他	TPP計	世界計
熱帯木材合板(その他)(※1)	m3	6.0	770,121	-	-	-	7,616	41	-	59	777,837	1,351,237
広葉樹合板(※1)	m3	6.0	616,393	194	-	-	41,502	92	-	-	658,181	1,155,461
熱帯木材合板(14種)(※1)	m3	8.5~10.0	151,166	-	-	-	40	1	-	-	151,207	368,600
針葉樹合板(※1)	m3	6.0	223	23,748	50,208	7,401	2,565	2,837	-	-	86,981	154,145
OSB(※2)	m3	5.0~6.0	-	206,518	0	-	-	462	-	-	206,980	263,578
パーティクルボード(※2)	m3	6.0	13,035	181	61,442	-	113	24	1,380	-	76,174	84,693
SPF製材(※1)	m3	4.8	6	1,502,876	55,559	300,059	209	9,686	101	-	1,868,296	5,397,478
造作用LVL(※2)	m3	6.0	20,234	664	5,999	-	1,231	488	-	-	28,616	478,090
造作用集成材(※2)	m3	6.0	5,405	286	33	275	6,425	20	-	-	12,445	96,386
ブロックボード等	m3	6.0	28,203	-	-	-	80	-	-	-	28,282	103,751
フリー板	m3	2.9	9,267	53	38	1,566	19,733	23	15	-	30,696	320,764
さねはぎ加工	m3	5.0	6,664	13,813	258	443	1,133	64	36	11	22,423	91,723
MDF	千kg	2.6	119,373	7	208,176	4,731	213	100	8,913	-	341,514	377,599
その他建築用木工品	千kg	3.9	72	2,669	33,003	-	553	5,895	2	-	42,193	272,185
その他木製品	千kg	2.9	2,460	315	4	13	4,411	149	1,508	10	8,869	124,275

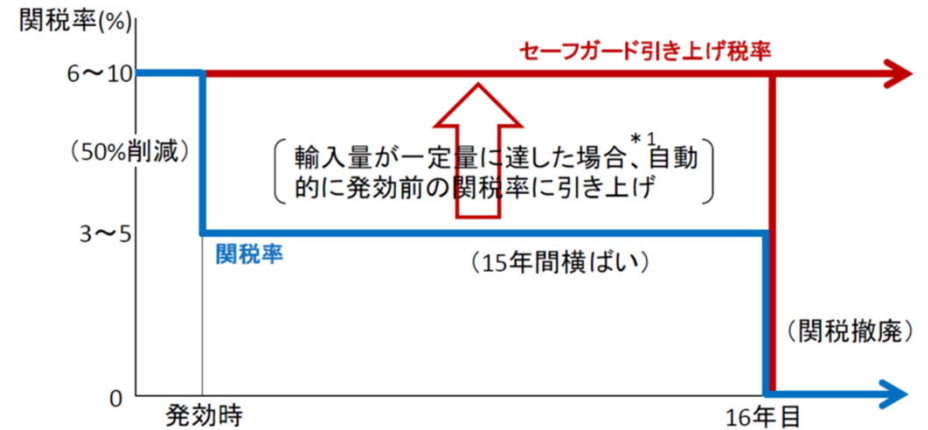
※1 国会決議品目
※2 国会決議品目の主な競合品目

(凡例)
発効時50%削減、15年目まで横ばいで推移し、16年目で撤廃。セーフガード付き。
15年間均等引き下げ、16年目で撤廃。セーフガード付き。
発効時50%削減、10年目まで横ばいで推移し、11年目で撤廃。セーフガード付き。
10年間均等引き下げ、11年目で撤廃。
即時撤廃

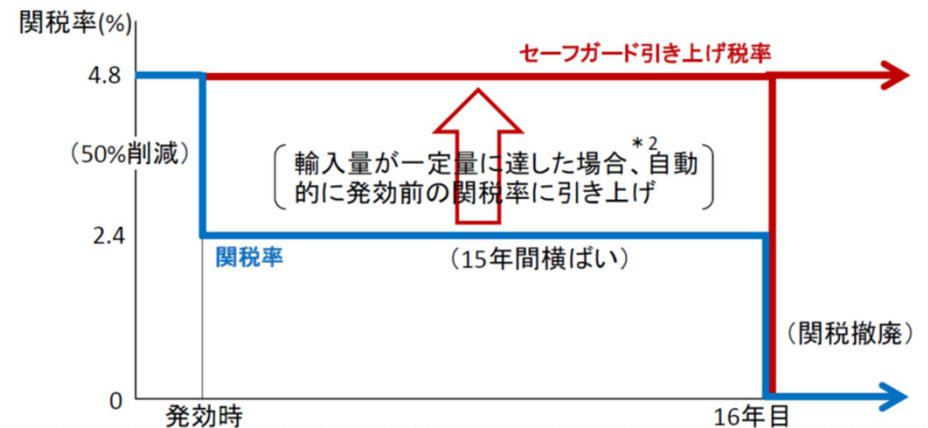
(備考)
○ 熱帯木材合板(その他): ベトナム産の一部のラインについては、10年間均等引き下げ、11年目で撤廃。(6ライン)
○ 針葉樹合板: ベトナム産の一部のラインについては、10年間均等引き下げ、11年目で撤廃。(3ライン)
○ 造作用LVL: 針葉樹以外のものについては、即時撤廃。(2ライン)
○ 造作用集成材: 針葉樹以外のものについては、即時撤廃。(2ライン)
○ その他建築用木工品: CLTIについては、8年間均等引き下げ、9年目で撤廃。(1品目)

TPP11における 主な林産物の合意内容

1. 合板(例:マレーシア)



2. 製材(SPF)(例:カナダ)



〔注〕上記1、2ともマレーシア及びカナダの主要品目については、関税撤廃後もセーフガードを維持可
*1: マレーシアの熱帯産木材の合板の場合、発効時1,044千m³、毎年20.9千m³増、16年目以降毎年31.3千m³増。
*2: カナダのSPF製材の場合、発効時1,573千m³、毎年31.5千m³増、16年目以降毎年31.5千m³増。

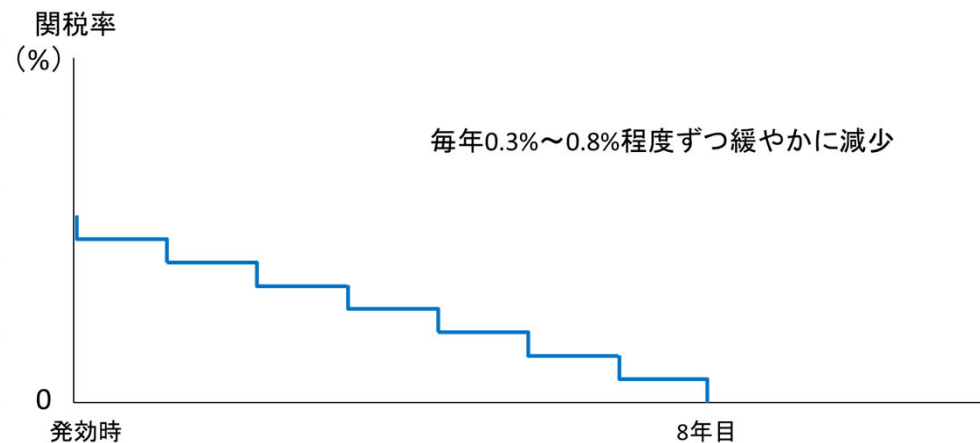
TPP11におけるセーフガード措置

3. EPA/FTAと木材輸入－④日EU・EPA（平成31年2月1日発効）

- 日EU・EPAでは、**構造用集成材、SPF製材等の林産物10品目**について、一定の撤廃期間を確保（7年の段階的削減を経て8年目に撤廃）。（その他の品目については、10年間の段階撤廃又は即時撤廃。）
- **EUの対日関税**については、**全ての林産物で即時撤廃**を確保。
- TSD(貿易と持続可能な開発)章において、両国は**違法伐採及びそれに関連する貿易への対処に貢献すること**等を規定。

品目	イメージ	主な用途	関税率	EUからの輸入額(億円) 2012-14平均
SPF製材		住宅資材(集成材原料ラミナ)	4.8	880
構造用集成材		住宅用構造材(柱、梁等)、 大規模建築物への利用も可能	3.9	309
パーティクルボード ・OSB		家具用(組立家具、キャビネット等)、 建築用(屋根、床や壁などの下地材等)	5.0~6.0	86
加工木材		床材、壁面など	3.6~5.0	27
くい及びはり		建築物の柱及び梁	3.9	18
その他建築用木工品 (CLTを含む)		柱、梁、桁など、構造物の耐力部材 (CLTは大規模建築物の床や壁など)	3.9	17
たる・おけ		樽など	2.2	11
造作用集成材		階段、壁面、カウンター、床材など	6.0	9
針葉樹合板		建築用(屋根、床や壁などの下地材等)	6.0	4
広葉樹合板		家具用(組立家具、キャビネット等)	6.0	3
計			2.2~6.0	1,362

日EU・EPAにおける主な林産物10品目
(8年目に関税撤廃)



段階的削減のイメージ

個別品目	現行関税率	合意内容
製材	無税~2.5%	即時撤廃
合板等	6%~10%	即時撤廃
木製品 (小像、食器、 建具等)	無税~4%	即時撤廃

対日関税に係る交渉結果(林産物)